

令和 8 年 9 月 14 日

尾 道 市 長
(建設部 契約課)

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者 有限会社赤松宏望商店（尾道市百島町 1274）
- 2 指名除外期間 令和 8 年 9 月 14 日 ～ 令和 8 年 11 月 13 日（2 か月）
- 3 事 実 概 要 令和 8 年 8 月 18 日、本市上下水道局発注の「百島町坂石堂線配水管布設替工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、配水管布設で幅 500mm、深さ 830mm で床掘作業を行っていた際に、通行人男性が工事規制区域に侵入し開口部に転落して負傷した。
また、被害者の救護を速やかに行い、被害者に病院に行くようお願いしたが本人から大丈夫と言われ、警察署及び上下水道局への報告を怠り作業を再開したことによる。
- 4 指名除外理由 上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱」別表第 9 項第 1 号に該当する。

〈建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第 9 項第 1 号〉

措 置 要 件	期 間
(公衆損害及び工事関係者事故) 9 安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)から(4)のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 市発注工事の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内